

ページ	誤または変更前	正または変更後
P.33 問72 解説 1,2,3 解説 4	薬事法 薬事法第68条の2	医薬品医療機器等法 医薬品医療機器等法第68条の16
P.36 問77 解説 4	政府	全国健康保険協会
P.66 問114 解説 2	遠位尿細管	集合管
P.92 問141 解説 1,2,3,4 Point	薬事法	医薬品医療機器等法
P.93 問142 解説4	医療法第6条の10	医療法第6条の12
P.95 問144 解説 3	薬事法	医療機器等法
P.96 問145 解説 2	障害児養育年金	障害児養育年金
P.100 問149 解説 3, 4	薬事法	医療機器等法
P.105 問152 解説 1	受容体を遮断して、血管収縮を抑える。	受容体を刺激して、血管を収縮させる。
P.130 問177 解説植物油と有機溶剤である。植物油と水に混和する有機溶剤である。
P.133 問180 選択肢1 解説1 解説 4	充てん 鉍油試験法が適用されるのは、注射剤の非水性溶剤である植物油に対してである。	充填 鉍油試験法は、注射剤及び点眼剤に用いる非水性溶剤中の鉍油を試験する。
P.239 問281 選択肢 2 解説 2 Point 消毒法 Point 滅菌法	消毒法は、化学薬剤を用いる化学的消毒法と、湿熱や紫外線などを用いる物理的消毒法に分けられる。 消毒法は、塩化ベンザルコニウムなどの化学薬剤を用いる化学的消毒法と、流通蒸気法、煮沸法、間けつ法、紫外線法などの物理的消毒法がある。 消毒法：化学的消毒法(消毒薬)、物理的消毒法(流通蒸気法、煮沸法、間けつ法、紫外線法) 滅菌法：加熱法(乾熱法、高圧蒸気法)、照射法(放射線法、高周波法)、ガス法、ろ過法	消毒法には、化学薬剤を用いた清拭、噴霧、浸漬等の方法がある。 消毒法は、ベンザルコニウム塩化物などの化学薬剤を用いた方法がある。 消毒法:消毒剤には、分類として酸化剤(次亜塩素酸Na等)、アルコール系(エタノール等)、界面活性剤(ベンザルコニウム塩化物等)、ビグアニド系(クロルヘキシジングルコン酸塩)がある。 滅菌法：加熱法(湿熱滅菌法、乾熱滅菌法、高周波滅菌法)、ガス法(酸化エチレンガス滅菌法、過酸化水素による滅菌法)、放射線法(放射線滅菌法)、ろ過法
P.266 問306 解説 1,2,3,4 解説 2 解説 5 Point 2行目	薬事法 薬局製剤は薬剤師が直接説明して販売すること。 薬局製剤の製造販売・販売には 薬局製造の販売は薬剤師が当該薬局において対面で販売すること。	医薬品医療機器等法 法改正により、薬剤師による薬局製剤(毒薬及び劇薬を除く)の特定販売(いわゆる電話販売、インターネット販売等)が可能となった。 薬局製剤の製造販売・製造には 削除
P.269 問309 解説5 P.272 問312 解説 3	薬事法 麻薬及び向精神薬取締法第29条及び第35条の2	医薬品医療機器等法 麻薬及び向精神薬取締法第29条及び第35条第2項
P.274 問314 解説 表 ①常に禁止される物質と方法	無承認物質、.....ホルモンおよび.....	未承認物質、.....ホルモン拮抗薬および...
P.280 問320 解説2, 4 3行目 解説2,3,4 Point 表下必要な情報を対面で提供させなければならない。 薬事法 ※1：第3類医薬品の郵便等販売を行う場合は、この限りではない。 ※2：医薬品を購入する者から説明を要しない旨の意思の表明があった場合には適用しない必要な情報を提供させなければならない。 医薬品医療機器等法 法改正のため削除する
P.283 問323 問題 解説 1 解説 2,3,5 解説 4	薬事法 薬事法第77条の4の2、薬事法施行規則第253条 薬事法第77条の4の2 薬事法第77条の4の2	医薬品医療機器等法 医薬品医療機器等法第68条の10、医薬品医療機器等法施行規則第228条の20 医薬品医療機器等法第68条の10 医薬品医療機器等法第68条の2